

棚田地域の振興について

1. これまでの経過

- ・令和元年 6 月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（8 月 16 日施行）
- ・多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する取組が構築
- ・これを受け、県でも、県内棚田地域に対し部局横断的・総合的に支援することを目的として「滋賀県棚田地域振興推進会議」を 2 月に設置し、棚田地域振興法に基づき、滋賀県の棚田地域振興の目標や方法等を定める「滋賀県棚田地域振興計画」の策定を進めることに決定

- ・令和 2 年 3 月までに滋賀県棚田地域振興計画（素案）作成、指定棚田地域（大津市 1 地域、高島市 5 地域）の指定申請（5 月 20 日指定済）
- ・令和 2 年 4 月 計画に対する市町意見照会

2. 指定棚田地域における優遇措置

- ・中山間地域等直接支払交付金において、勾配 1/20 以上の棚田に対し、一定の取組目標達成を条件に棚田地域振興活動加算として 10 アール当たり 1 万円の追加
- ・その他、各事業において補助率嵩上げや要件緩和措置の対象としている条件不利地域に「指定棚田地域」を追加
- ・さらに、中山間地域ルネッサンス事業における地域別農業振興計画に位置付けることによつて、優先採択や予算の優先配分等の優遇あり

3. 今後の推進方針

- ・県内に、中山間地域等直接支払交付金の交付を受けている勾配 1/20 以上の急傾斜農地が約 1,000ha(8 市 1 町 42 地域 右表) 存在し (内約 280ha 指定済)、また、「棚田ボランティア制度」や「しがのふるさと支え合いプロジェクト」など、中山間地域の活性化に積極的に取り組んでいる地域も存在する。これらを含む地域を重点的に、関係市町と連携して指定棚田地域への指定を積極的に推進する。それ以外の地域においても指定条件に適合する地域の把握に努め、指定の推進を図る。
- ・また、指定地域においては、並行して、市町における協議会立ち上げ、活動計画策定、計画に基づく棚田保全・振興活動を支援していく

急傾斜(1/20以上)水田を含む地域(交付金交付対象)	
市町	旧町村
大津市	伊香立村 雄琴村 上田上村 和邇村 仰木村 小松村 木戸村
栗東市	金勝村
甲賀市	貴生川町 大野村 土山町 鮎河村 山内村 甲南村 佐山村 大原村 甲南町 沖日村 井村 信楽町 小原村 多羅尾村
湖南市	三雲村
東近江市	市原村 永源寺村 角井村 西小槻村
愛荘町	秦川村
米原市	東宮野村 伊吹町 春照村
長浜市	杉野村 丹生村 魚津村 永原村 高時村 田根村 七尾村
高島市	剣旗村 西庄村 百瀬村 高島町 桃木村

滋賀県棚田地域振興計画（案）

令和2年7月14日

第一 棚田地域の振興の目標

滋賀県は県の中央に県土面積の約6分の1を占める琵琶湖があり、その周囲に近江盆地が開け、鈴鹿、伊吹、比良、比叡などの山々に囲まれており、県土の約65%が中山間地域である。

棚田地域においては、人口減少や高齢化の進展等による担い手の減少により、耕作放棄される棚田が増加している。一方で、県下9地区で棚田ボランティア制度を活用した棚田の保全や都市住民との交流活動が行われており、県下で唯一、棚田百選に選ばれている高島市畠の棚田を始め、同市鷺川地区、大津市仰木の平尾地区や上仰木地区などでは棚田オーナー制度や都市住民との交流イベント等が開催され、棚田は地域振興の核となる大きな可能性を有している。
貴重な国民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給にとどまらず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口・関係人口の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

現状は、棚田地域の振興に資する様々な分野の施策が十分に活用されていないため、今後、棚田地域の振興にあたっては、関連する以下の施策の積極的な活用を図る。

① 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田地域においては、棚田オーナー制度や農村交流・体験イベントを行っているものの、その参加者が必ずしも移住・定住に結びついていないという実態がある。都市住民や若者などの移住・定住を促進し、棚田の保全の新たな担い手とするため、市町における「地域おこし協力隊」等の制度の活用を支援するとともに、地域の魅力発信による関係人口の創出・拡大に資する施策の活用を図る。

また、企業や大学等と協働・連携を図り、棚田の魅力を発信することで、棚田保全の新たな担い手の確保を図る。

② 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

棚田地域の自然環境を活用した児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等のイベント開催の支援など、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

③ 文化的・歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策

多くの棚田は美しい景観であるとともに、伝統的な生活文化を伝え、民俗芸能や伝統食などを育んできた場もあるなど、文化財として貴重な価値を有している。一方、電柱や屋外広告物などが棚田の景観を阻害しているなどの声もある。棚田の美しい景観を維持するためにも、各景観行政団体が定める景観計画などの視点とともに、文化的景観や民俗文化等の文化財を保護・活用する視点を持って関連施策との連携・活用を図る。

④ 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄される棚田も増えていることから、棚田の保全を図るため、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度、農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策の活用を図る。また、棚田地域においては、平地に比べ、農地集積が進んでいないことから、地域の実情を踏まえつつ、農地集積やスマート農業に資する施策を通じて、高齢化が進行する棚田での農作業の効率化を図る。さらに、棚田で生産される棚田米を含む農作物については、ブランド化や加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図る。

⑤ 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

棚田はその構造上、洪水を防ぐ機能、土砂崩れや土の流出を防ぐ働きがあり、国土保全の面においても棚田の保全は重要であることから、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用も検討する。また、多くの棚田地域においては、集落機能や地域のネットワークが弱体化していることから、地域の集落維持など地域社会の維持・活性化に資する施策の活用を図る。

⑥ 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田は観光資源として大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域において、十分に活用できていない現状があることから、地域の観光資源としての魅力向上・発信や観光業の人材育成・担い手作りに資する施策の活用を図る。また、棚田の周辺において、トイレや駐車場、外国人向けの案内板等の整備、農家民宿や空き家の利活用、体験プログラムの開発等による農泊の推進に資する施策を通じて、オーバーツーリズムを抑制しつつ、観光客を受け入れる体制の整備に努め、交流人口・関係人口の拡大と地域の活性化を図る。

⑦ 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有し、観光資源としても魅力的なものであることから、棚田地域における自然体験イベントやエコツーリズムの推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域は深刻な鳥獣被害を抱えていることから、侵入防止柵や檻の設置および維持管理、ジビエの利活用を含め、鳥獣対策に資する施策の活用を図る。

⑧ その他

棚田地域は伝統的な農林水産業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性など水環境や生態系の保全に大きな役割を果たしており、滋賀の風土と歴史の中で生み出された「琵琶湖と共生する農林水産業」の重要な役割を果たしている。

このような取組が高く評価され、「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」が平成31年2月に日本農業遺産に認定され、世界農業遺産の認定に

向けた取組を行っているところであり、今後も持続的な資源利用を次世代へ引き継がなければならない。

また、関係府省庁の制度や補助金に関する情報収集を行い、積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町や協議会等に対し積極的に情報提供を行う。

2 県独自の支援施策

(1) しが棚田ボランティア

食料生産や洪水防止、水源かん養などの多面的な機能を有する棚田地域を将来にわたり良好に維持していくため、地域住民と都市住民などが参加するボランティアとの協働による保全活動として棚田ボランティア活動を平成16年度から推進している。

令和元年度は9地区で活動されており、中山間ふるさと・水と土保全推進事業（棚田地域水と土保全基金事業）により広報活動（PRチラシ作成・配布、ホームページ、SNSによる情報発信）やボランティア活動に使用する資材の貸与等、活動組織の取組を支援している。

(2) 棚田トラスト制度

棚田地域の地域住民とボランティアが一体となって取組む棚田保全活動に賛同いただけける企業や個人からの寄付金を募り、これを保全活動の資金として活用する「しが棚田トラスト制度」の運用を平成21年度から実施しており、棚田ボランティア活動地域へ資金面で支援している。

(3) 棚田カード

棚田地域への地域外からの訪問を促し、棚田の持つ多様な魅力と、棚田を維持保全するための取組に対する理解を求める目的として、棚田カードの作成・配布を行っている。

令和元年度は、1地区において棚田カードを作成・配布しており、今後は棚田ボランティア実施地区的特色を活かした棚田カードを作成・配布することとしている。

また、今後は他府県の棚田カード作成地域と連携した取組等も検討し、知名度アップや棚田地域の魅力発信に努める。

(4) 滋賀県ふるさと・水と土保全基金および棚田地域水と土保全基金

中山間ふるさと・水と土保全対策事業（滋賀県ふるさと・水と土保全基金）および中山間ふるさと・水と土保全推進事業（棚田地域水と土保全基金）により棚田地域をはじめとする中山間地域における農地や農業水利施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図り、地域住民活動を推進する人材の育成と、農地や農業水利施設の利活用および保全整備等の促進に対する支援を行う。

(5) 棚田地域交流・研修会

棚田保全活動に取り組む活動地域の住民の方を始め、ボランティア活動に参加している方や関心のある方などが一堂に会し、新たな参加者やリピーターの獲得、取組の企画や効果的な情

報発信等について意見交換し、各地域のノウハウや事例を参加者が共有することでボランティア活動の組織間の情報交換、活動内容の参考となる機会を設け、ボランティア活動の推進を図る。

(6) しがのふるさと支え合いプロジェクト

棚田地域をはじめとする中山間地域の活性化を図るため、集落や棚田ボランティア活動組織等と企業や大学、NPO 法人等の方々が協働・連携し、それぞれが有する知恵や経験、ネットワーク等の力を活かした取組を進める「しがのふるさと支え合いプロジェクト」を平成30年度から実施している。

人口減少や高齢化が進む中山間地域の活性化策として今後も有効な手法であり、集落および企業や大学の参加登録を進め、マッチングを図ることで棚田の保全、棚田地域の振興につなげる。

(7) 「やまの健康」推進プロジェクト

棚田地域を含む農山村の活性化を図るため、令和元年度からモデル地域を選定して、「やまの健康」推進プロジェクトの取組を進めている。森林・農地の適切な管理によって多面的機能が持続的に發揮されるとともに、自然からの豊かな恵みを持続的に享受することができるよう、モデル地域の活動に対して技術的な助言や経費の支援を行っている。

里山保全、獣害対策、地域資源を活かした農泊やコモンティビジネスなどを推進し、農山村の価値や魅力を発信することにより、都市住民との関わりを通じた関係人口の創出を図る。

(8) たんぽのこ体験事業

棚田地域をはじめとする農地において、小学生自らが「育て」「収穫」「食べる」という一貫した農業体験学習を通じて、児童が農業への関心を高めるとともに棚田のもつ多面にわたる機能（農産物の供給や生物多様性の確保、良好な景観の形成等）について学びを深めることおよび生命や食べ物の大切さを学ぶ「農からの食育」を推進するため、市町での取組に対する支援を行う。

3 都道府県における推進体制

(1) 滋賀県棚田地域振興推進会議の設置

棚田地域に対して地域の創意工夫を活かした自発的な取組を部局横断的・総合的に支援するため、「滋賀県棚田地域振興推進会議」を設置し、棚田地域の振興に関して情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図り、効果的な振興施策の推進を図る。

(2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、一元的に相談・協議ができる体制を確保するため農政水産部農村振興課が担う。

(3) 指定棚田地域の指定申請に関する推進方針

指定棚田地域の法指定条件に適合することが明確な棚田地域については、指定を積極的に推進していくこととし、その中でも県独自施策等により現に棚田の保全に取り組んでいる地域については重点的に推進する。さらに、それ以外の地域においても、法指定条件に適合する棚田地域を網羅的、具体的に把握することに努め、市町と連携して指定棚田地域への指定を推進し、棚田地域の持続的な振興を図る。

4 棚田地域の活動に関する情報発信等

棚田地域の活動について、SNS等による情報発信により広く周知することで、交流人口・関係人口の増加を図る。

なお、棚田ボランティア等の周知については、県内外の大学や公共施設、県と包括的連携協定を締結している企業や道の駅等へのPRチラシの配布や、県ホームページにおける棚田特設ページ（おうみ棚田ネット）や棚田カードの活用などにより、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的に行うとともに、棚田地域における先進的・モデル的事例について、国と積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行う。

第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請に当たっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町等とも緊密に連携しながら、選定を行う。

また、指定申請を行わなかつた棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金や中山間ふるさと・水と土保全対策事業（滋賀県ふるさと・水と土保全基金）および中山間ふるさと・水と土保全推進事業（棚田地域水と土保全基金）等を活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組など先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図る。

ア 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる基準

① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと。

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること。

② 棚田の多面にわたる機能の維持および促進が期待できること。

農産物の供給、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全および多面にわたる機能の發揮の促進が図られること。

イ 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準

① 棚田地域の振興および棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと。

2 選定の手続き

申請を行う棚田地域の選定については、制度の周知を行い、関係市町と連絡を密にして取り組む。また、棚田地域の保全対策等について意見交換を行うため県が設置している「滋賀県ふるさと・水と土保全対策推進懇話会」で意見交換を行い、指定地域の選定を進める。

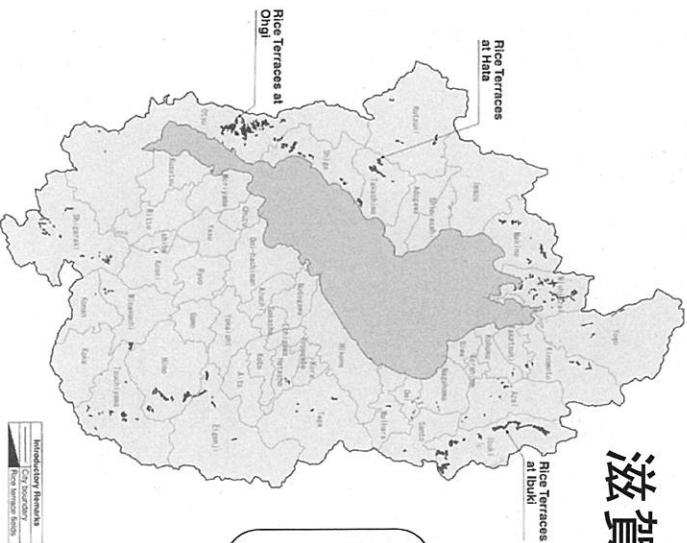
棚田地域の振興について

これまでの経過

- ・令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立(8月16日施行)
- ・関係府省庁横断で総合的に支援
- ・県では、16局課からなる「滋賀県棚田地域振興推進会議」を2月に設置
棚田地域振興の目標や方法等を定める「滋賀県棚田地域振興計画」の策定を進めることに決定
- ・3月 計画(素案)作成
- ※指定棚田地域(大津市1地域、高島市5地域)の指定申請(5月20日指定済)
- ・4月 計画に対する市町意見照会
- ・7月14日 当懇話会にて意見交換

1

滋賀県の棚田



県内に
約2,200ha存在
(勾配1/20以上)

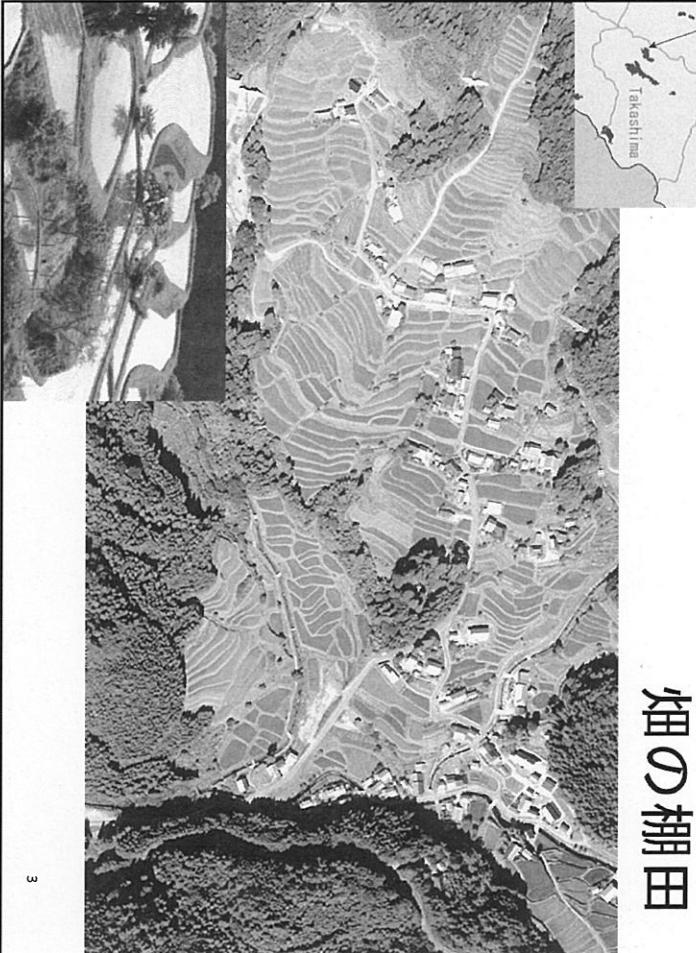
※平成5年度耕作地帯水田適正利用対策
調査報告書

Introductory Remarks
City Geography
Physical Features

2

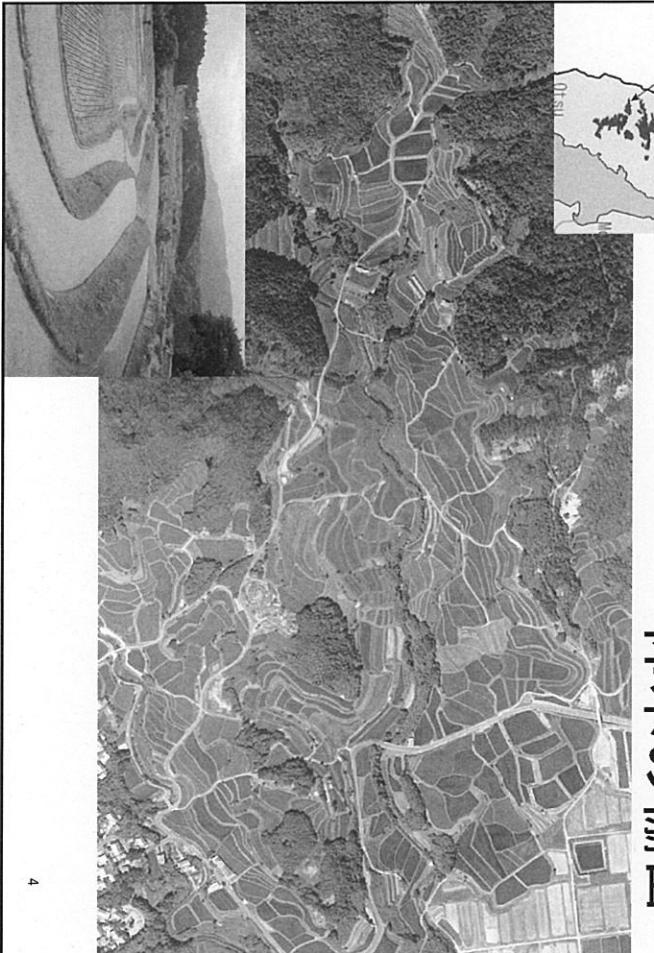
MAP

畠の棚田



3

仰木の棚田



4

9

滋賀県棚田地域振興計画

棚田地域振興法が施行

荒廃の危機に直面している貴重な国民的財産である棚田を保全し、持続的に発展させていくこと等を目的に、令和元年8月、議員立法により棚田地域振興法が施行

計画の目標

- ・棚田を保全
→農産物の供給、多面的機能の維持・發揮
- ・観光や都市農村交流による交流人口・関係人口の増
→棚田を核とした地域の振興

5

滋賀県棚田地域振興計画

計画の構成

- ・第一 棚田地域の振興の目標
- ・第二 総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 1. 関連する施策の活用
 - 2. 県独自の支援施策
 - 3. 県の推進体制
 - 4. 情報発信
- ・第三 その他、必要な事項
 - 1. 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方
 - 2. 選定の手続き

6

滋賀県棚田地域振興計画

講ずべき施策

第二 総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関する施策の活用

- ① 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大
 - ・「地域おこし協力隊」を支援
 - ・企業や大学等と協働・連携を図り、新たな担い手の確保
- ② 農村交流・体験
 - ・児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等の支援
- ④ 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進
 - ・中山間地域等直接支払制度、生産基盤の整備
 - ・棚田米等、ブランド化や加工・販売の促進
→農業所得の向上や地域の活性化

7

滋賀県棚田地域振興計画

講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関する施策の活用

- ⑥ 観光資源の魅力向上、観光の促進
 - ・トイレや駐車場、案内板等の整備、農家民宿や空き家の利活用、農泊の推進
- ⑦ 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策
 - ・自然体験イベントやエコツーリズムの推進
 - ・侵入防止柵や檻の設置及び維持管理、ジビエの利活用

8

滋賀県棚田地域振興計画

講すべき施策

2 県独自の支援施策

- ・棚田ボランティア、棚田トラスト制度、棚田カード
- ・滋賀県ふるさと・水と土保全基金、棚田地域水と土保全基金
- ・棚田地域交流・研修会
- ・しがのふるさと支え合いプロジェクト
- ・「やまの健康」推進プロジェクト
- ・たんぽのこ体験事業

⑧

滋賀県棚田地域振興計画

県の推進体制

- ・滋賀県棚田地域振興推進会議の設置
16局課による推進会議を設置し、連携を図る
- ・情報発信等
PRチラシ、県ホームページ(おうみ棚田ネット)などによる発信
- ・指定推進に関する推進方針

後述

⑩

10

滋賀県棚田地域振興計画

指定の基準

指定棚田地域

(法第7条)県→主務大臣に申請。指定棚田地域に指定されることにより、様々な事業の優遇措置あり。

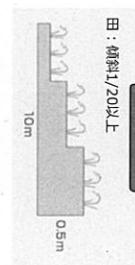
第三 その他必要な事項

1 指定申請に関する基本的考え方

指定基準

「指定棚田地域」

- ①昭和25年2月1日における市町村(旧旧市町村)の区域であって、
②当該区域内の勾配が 20% の1以上上の土
地にある一団の棚田の面積が 1ヘクタール
以上あるもの



11

滋賀県棚田地域振興計画

指定の基準

第三 その他必要な事項

1 指定申請に関する基本的考え方

指定基準

- ・棚田地域の振興を図る必要性が高いこと
→人口の減少、高齢化の進展等
- ・棚田の多面にわたる機能の維持および促進が期待できること
→棚田であることにより洪水防止、水源涵養等の機能
- ・棚田地域の振興および棚田等の保全を推進する既存の組織が
存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと
→新たに協議会を設置、既存の棚田ボランティア組織

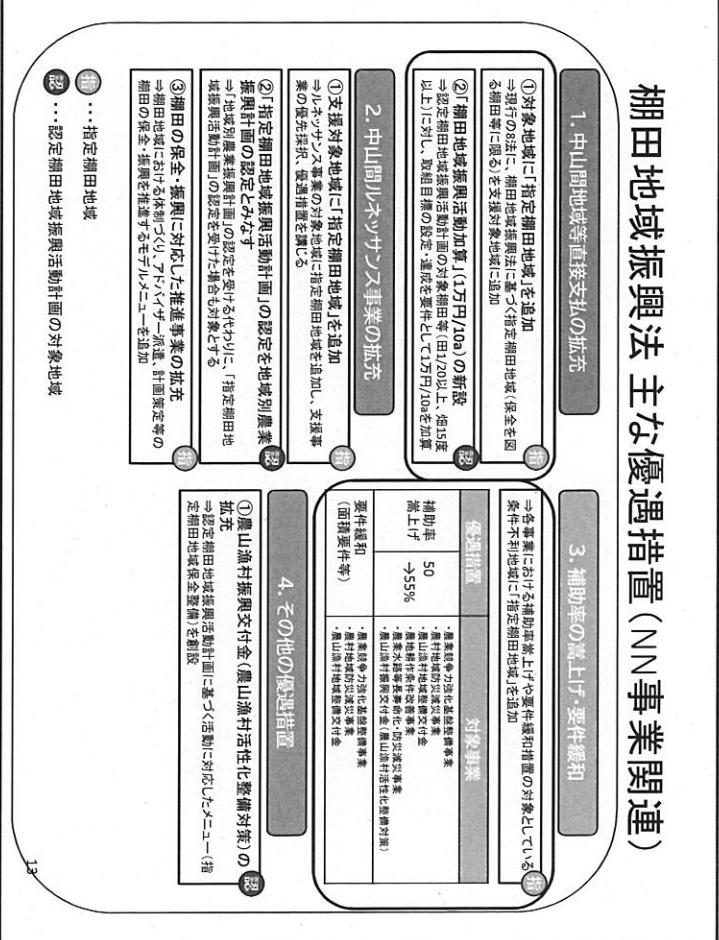
2 選定の手続き

本懇話会での意見交換の内容を踏まえる

12

12

棚田地域振興法 主な優遇措置(NN事業関連)



13

滋賀県棚田地域振興計画

指定推進

重点的に指定推進

- ・棚田地域の急傾斜条件に適合することが明確な棚田地域
→中山間直接受払対象急傾斜地約1,000ha(8市1町42地域)
- ・現に棚田の保全に取り組んでいる地域
→棚田ボランティアなど取組地域

更なる指定推進

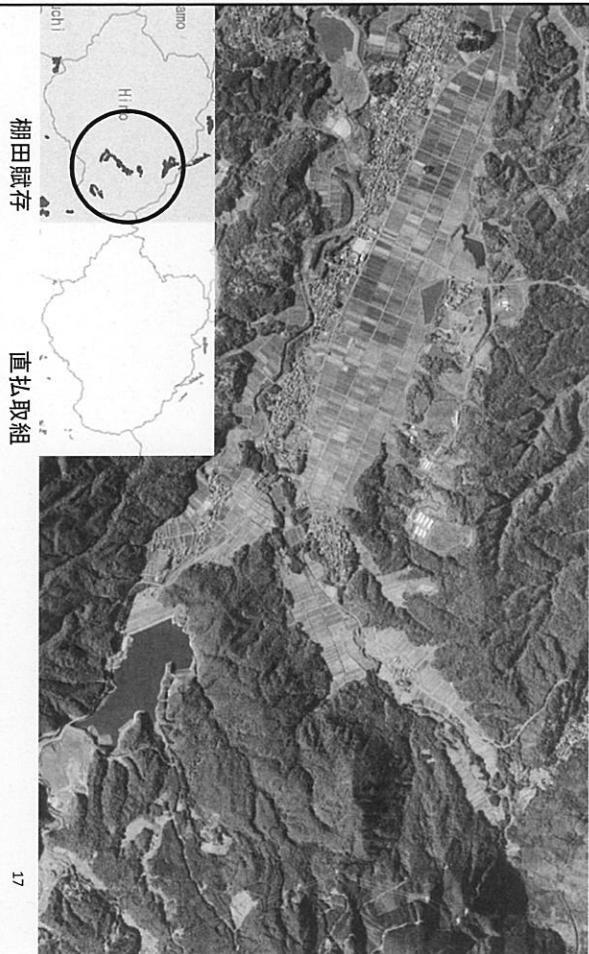
上記以外で法指定条件に適合する棚田地域を網羅的、具体的に把握することに努め、指定推進を図る

→更なる地域

14

指定推進(日野町)

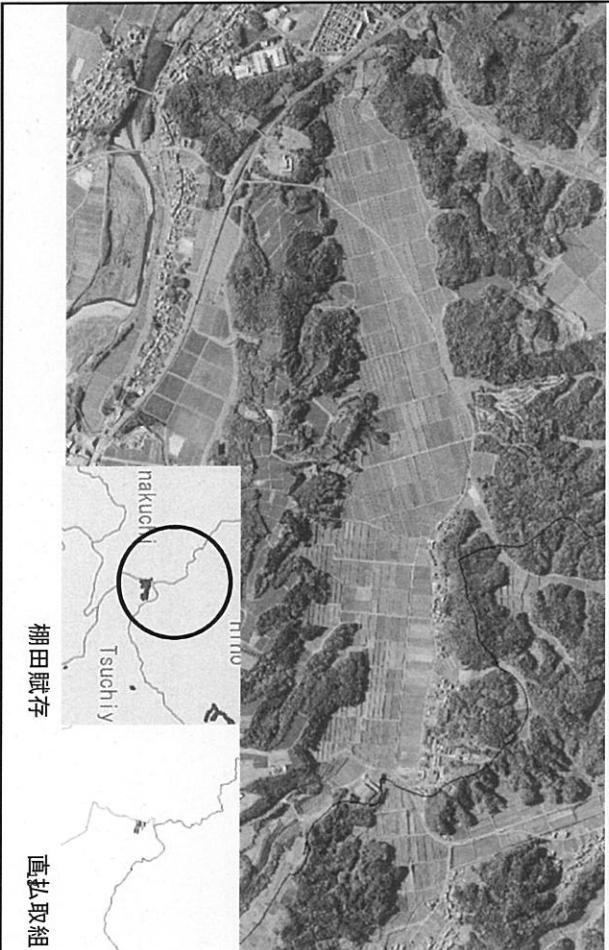
更なる地域



17

指定推進(甲賀市今郷)

更なる地域



18